

2023年5月22日

各 位

会社名 バルテス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 真史
(コード番号: 4442 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 西村 祐一
(TEL. 06-6534-6561)

**会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結及び商号の変更、
監査等委員会設置会社への移行及び役員人事並びに
定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、2023年3月30日付「会社分割による持株会社体制への移行準備開始決定及び準備会社設立に関するお知らせ」において、2023年10月に持株会社体制へ移行する予定であることを公表しております。

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」）において、バルテス分割準備株式会社（以下「準備会社」）と吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」）を締結すること、及び、当社の商号を「バルテス・ホールディングス株式会社」へ変更することを決議しましたのでお知らせいたします。本吸収分割契約及び商号の変更につきましては、2023年6月23日に開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」）による承認が得られることを条件として実施いたします。

また、当社は、本取締役会において、持株会社体制への移行と併せ、本株主総会により承認可決されることを条件に、監査等委員会設置会社へ移行することも決議しましたので、お知らせいたします。

更に、当社は、本取締役会において、持株会社体制及び監査等委員会設置会社への移行に伴い、本総会により承認可決されることを条件に、定款一部変更を行うことを決議しましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本吸収分割契約は当社の完全子会社への吸収分割契約であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結及び商号の変更

1. 持株会社体制への移行の目的

当社は、2004年の設立以来、ソフトウェアテストサービス事業をメインとした品質向上支援サービスを提供しております。「VALTES for Quality Confidence」をグループスローガンに掲げ、お客様の品質に対する自信を揺るぎないものとしたく、ソフトウェアテストを通じて、その価値を創造していくことを最大のミッションとしております。

今後、持続的な成長を実現するため、経営資源配分の最適化を推進する観点から、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。移行の目的は以下のとおりです。

(1) ソフトウェア品質向上の価値提供を行う事業の強化

主力事業であるソフトウェアテストサービス事業において、潜在市場規模が大きくまた参入障壁の高いエンタープライズ系領域の開拓への注力を継続する他、成長性・収益性の高い事業領域積極的に挑戦してまいります。持株会社体制に移行することにより、M&A や新規事業創出に戦略的かつ機動的に対応できる組織体制を構築し、グループ経営戦略機能の強化を図ります。

(2) グループガバナンスの強化

持株会社及び各事業会社の権限と責任を明確化し、管理機能を集中することにより、プライム市場上場を見据えた体制強化を図ります。

(3) 経営者人材の育成

事業会社における経営経験の機会を積極的に創出し、次世代グループ経営人材の育成を図ります。

2. 持株会社体制移行にあたり設立する準備会社の概要

本吸収分割契約の効力発生日から円滑に事業を開始するため、本吸収分割契約に先立ち、当社が 100% 出資する準備会社を 2023 年 4 月 6 日付で設立しております。

なお、準備会社の概要については、後述「4. 本吸収分割の当事会社の概要」をご参照ください。

3. 本吸収分割契約の要旨

(1) 本吸収分割の日程

準備会社設立	2023 年 4 月 6 日
本吸収分割契約承認取締役会	2023 年 5 月 22 日
本吸収分割契約締結	2023 年 5 月 22 日
本吸収分割契約承認株主総会	2023 年 6 月 23 日 (予定)
本吸収分割契約効力発生日	2023 年 10 月 1 日 (予定)

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、当社 100% 出資の準備会社を承継会社とする分社型吸収分割の方式にて行います。

(3) 分割に係る割当の内容

承継会社である準備会社は、本吸収分割に際して、普通株式 5,000 株を発行し、これを分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行する新株予約権の取扱いについて、本吸収分割による変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はありません。

(6) 準備会社が継承する権利義務

準備会社は、別途本吸収分割契約に定める資産、債務、その他の権利義務を継承いたします。

なお、準備会社が当社から承継する債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び準備会社ともに、本吸収分割後の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、また、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本吸収分割後においても、当社及び準備会社の債務の履行の見込みには問題はないと判断しております。

4. 本吸収分割の当事会社の概要

	当社 (2023年3月31日現在)	準備会社 (2023年3月31日現在)
(1) 名称 (注1、2)	バルテス株式会社	バルテス分割準備株式会社
(2) 所在地	大阪市西区阿波座1丁目3番15号	大阪市西区阿波座1丁目3番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 田中 真史	代表取締役 田中 真史
(4) 事業内容	1. ソフトウェアテストサービス 2. 品質コンサルティングサービス 3. ソフトウェア品質セミナーサービス 4. セキュリティ・脆弱性診断サービス 5. その他品質評価、品質向上支援サービス	1. ソフトウェアテストサービス 2. 品質コンサルティングサービス 3. ソフトウェア品質セミナーサービス 4. セキュリティ・脆弱性診断サービス 5. その他品質評価、品質向上支援サービス
(5) 資本金	90百万円	40百万円
(6) 設立年月日	2004年4月19日	2023年4月6日
(7) 発行済株式数	7,150,000株	4,000株
(8) 決算期	3月末日	3月末日
(9) 大株主及び出資比率 (注3)	田中 真史 46.75% バルテス社員持株会 6.77% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 3.88% NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村証券株式会社) 2.94% 株式会社 SBI 証券 1.85%	バルテス株式会社 100%

(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	2023年3月期(連結)	2023年4月6日設立時点 (注4)
純資産	2,406百万円	40百万円
総資産	4,089百万円	40百万円
1株当たり純資産	352.61円	10,000.00円
売上高	9,059百万円	—
営業利益	970百万円	—
経常利益	982百万円	—
親会社株主に帰属する当期 純利益	651百万円	—
1株当たり当期純利益	95.83円	—

(注1) 当社は、2023年10月1日付で「バルテス・ホールディングス株式会社」に商号変更予定です。

(注2) 準備会社は、2023年10月1日付で「バルテス株式会社」に商号変更予定です。

(注3) 持株比率は、当社が所有する自己株式325,146株を控除して算出しております。

(注4) 直前事業年度が存在しないため、設立日における貸借対照表項目のみを表記しております。

4. 分割する部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社が営む事業のうち、グループ経営管理事業(当社を上場会社である持株会社として運営するために必要な業務に係る事業を含む)、教育関連事業を除く一切の事業

(2) 分割する部門の経営成績

	本分割部門 (a)	当社実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	7,943百万円	8,048百万円	98.7%

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格(2023年3月31日現在)

準備会社へ継承させる権利義務を決定次第、別途お知らせいたします。

5. 本吸収分割後の状況

	分割会社	承継会社
(1) 名称	バルテス・ホールディングス株式会社	バルテス株式会社
(2) 所在地	大阪市西区阿波座1丁目3番15号	大阪市西区阿波座1丁目3番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 田中 真史	代表取締役 田中 真史
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等	1. ソフトウェアテストサービス 2. 品質コンサルティングサービス 3. ソフトウェア品質セミナーサービス 4. セキュリティ・脆弱性診断サービス 5. その他品質評価、品質向上支援サービス
(5) 資本金	90 百万円	90 百万円
(6) 決算期	3 月末日	3 月末日

6. 今後の見通し

承継会社は、当社の完全子会社であるため、本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

7. 商号の変更

持株会社体制への移行に伴い、本株主総会において下記Ⅲに記載の定款一部変更が承認可決されることを条件に、2023 年 10 月 1 日付で「バルテス・ホールディングス株式会社」へ当社の商号を変更いたします。

(参考) 当期連結業績予想 (2023 年 5 月 12 日公表) 及び前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (2024 年 3 月期)	11,178 百万円	1,228 百万円	1,233 百万円	833 百万円
前期連結実績 (2023 年 3 月期)	9,059 百万円	970 百万円	982 百万円	651 百万円

II. 監査等委員会設置会社への移行及び役員人事

1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

2. 移行後の役員人事

本取締役会で内定しました、監査等委員会設置会社への移行後の当社の役員人事は以下のとおりです。

(1) 監査等委員ではない取締役

氏名	新役職名	現役職名
田中 真史	代表取締役社長	同左
西村 祐一	取締役	同左
赤井 祐記	社外取締役	(新任)
高野 誠司	社外取締役	(新任)

赤井祐記氏、高野誠司氏は、会社法第2条15号に規定する社外取締役の候補であります。

(2) 監査等委員である取締役

氏名	新役職	現役職名
安中 利彦	社外取締役 監査等委員	(新任)
舟串 信寛	社外取締役 監査等委員	社外監査役
吉川 和美	社外取締役 監査等委員	社外監査役

安中利彦氏、舟串信寛氏、吉川和美氏は、会社法第2条15号に規定する社外取締役の候補であります。

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補

氏名	新役職	現役職名
小塚 武典	補欠取締役 監査等委員	常勤監査役

法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて選任予定であります。

Ⅲ. 定款一部変更

1. 定款一部変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「バルテス・ホールディングス株式会社」に変更するために現行定款第1条を変更し、併せて、当該変更が2023年10月1日に効力が生じる旨の附則を設けるものです。

また、今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するために現行定款第2条の変更を行うものです。

さらに、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する定めの新設、監査役及び監査役会に関する定め削除、取締役及び取締役会に関する定めの変更及びその他所要の変更を行うものです。

2. 定款一部変更の日程

2023年6月23日開催予定の定時株主総会に付議される定款一部変更についての効力発生日は次のとおりです。

2023年6月23日（予定） 監査等委員会設置会社への移行に伴う定めの変更

2023年10月1日（予定） 持株会社体制への移行に伴う定め第1条（商号）及び第2条（目的）の変更

3. 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>バルテス株式会社</u>と称し、英文では、<u>VALTES CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p><u>1 労働者派遣事業</u></p> <p><u>2 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>3 コンピュータ、移動体通信機器、家庭用情報処理通信機器及び関連機器の性能・品質等の試験、評価</u></p> <p><u>4 コンピュータ・ソフトウェアの試験、評価、動作</u></p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>バルテス・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>VALTES HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社の<u>目的は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1. 次に掲げる事業を営むことを目的とする会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u></p> <p><u>(1)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(2)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(3)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(4)</u>（現行どおり）</p>

<p>検証</p> <p><u>5</u> コンピュータシステムを利用した情報ネットワーク及びそのセキュリティに関するコンサルティング、診断、性能評価、監視サービス</p> <p><u>6</u> コンピュータ・ハードウェア及び関連機器の販売</p> <p><u>7</u> コンピュータ技術者育成のための教育・研修並びにコンサルタント業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>8</u> コンピュータによるデータ入力業務</p> <p><u>9</u> ホームページの制作、保守、管理業務</p> <p><u>10</u> インターネットに関するマーケティング業務並びにコンサルタント業務</p> <p><u>11</u> 市場調査、広告及び宣伝に関する業務</p> <p><u>12</u> 国際標準化規格並びに日本工業規格の定める品質保証システム認証取得の支援並びにコンサルタント業務</p> <p><u>13</u> コンピュータ操作方法の教育</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>14</u> 経営指導のための企業管理、経営受託</p> <p><u>15</u> 古物の売買及びその仲介</p> <p>(新設)</p> <p><u>16</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) <u>本項第3号及至第6号に関する技術習得の為の研修の企画、実施、運営</u></p> <p>(9) <u>各種資格試験、技術習得のための教室及び講座の運営</u></p> <p>(10) <u>各種資格試験、技術習得のための試験の企画、実施</u></p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(13) (現行どおり)</p> <p>(14) (現行どおり)</p> <p>(15) (現行どおり)</p> <p>(16) (現行どおり)</p> <p>(17) <u>著作権、特許権等の産業財産権、その他知的財産権等の売買、使用・利用許諾</u></p> <p>(18) <u>有価証券及び金銭債権の取得、保有、管理及び処分</u></p> <p>(19) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(20) <u>企業への融資・投資事業</u></p> <p>(21) (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項各号に掲げる事業</u></p> <p><u>3. 次の業務に関するシェアードサービスを子会社及び関連会社に提供する事業</u></p> <p>(1) <u>経営の企画・立案業務</u></p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査役</u></p> <p>3 <u>監査役会</u></p> <p>4 <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>(2) <u>Web上におけるブランドの構築及び保守運営業務</u></p> <p>(3) <u>知名度向上を目的とした業務</u></p> <p>(4) <u>経理、財務、人事、法務、税務、労務、コンプライアンス、内部統制、資産管理に関する支援業務</u></p> <p>(5) <u>人材の職業適性能力の開発のための教育研修業務</u></p> <p>(6) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>4. <u>前各項に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査等委員会</u></p> <p>3 (削除)</p> <p>3 <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u></p>
---	--

3 (条文省略)

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 (条文省略)

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第13条～第17条 (条文省略)

(員数)

第18条 当社の取締役は、9名以内とする。

(新設)

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2～3 (条文省略)

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 (現行どおり)

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 (現行どおり)

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第12条～第16条 (現行どおり)

(員数)

第17条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、9名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2～3 (現行どおり)

(任期)

第19条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

3 取締役会は、その決議によって取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(削除)

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役除く。)の中から代表取締役を選定する。

3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役除く。)の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

きる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 (条文省略)

(取締役会の決議等の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(新設)

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 (条文省略)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 (条文省略)

(取締役会の決議の方法)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の決議等の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 (現行どおり)

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第31条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の連絡があるときは、この期間を短縮することができる。

(新設)

(監査役会の決議の方法)

第5章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第 36 条 監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

(報酬)

第 38 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 40 条～第 41 条（条文省略）

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(事業年度)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。

(削除)

(削除)

第 35 条～第 36 条（現行どおり）

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(事業年度)

第 43 条 (条文省略)

(期末配当金)

第 44 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(新設)

(中間配当金)

第 45 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 46 条 (条文省略)

(新設)

第 38 条 (現行どおり)

(削 除)

(剰余金の配当等)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（「期末配当」といい、配当される金銭を以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

3 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（「中間配当」といい、配当される金銭を以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

4 前 3 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(削除)

(期末配当金等の除斥期間)

第 40 条 (現行どおり)

(附則)

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 19 期定時株主総会終結前の行

<p>(新設)</p>	<p><u>為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第19期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p> <p><u>（第1条及び第2条に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、2023年6月23日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2023年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は前記の効力発生日をもってこれを削除するものとする。</u></p>
-------------	---

以上